

日本私立大学協会
私立大学ガバナンス・コード＜第 2.0 版＞
「点検結果報告書」

共通様式

①法人名称	学校法人菊武学園
②設置大学名称	名古屋経営短期大学
③担当部署	総務課
④問合せ先	soumu@nagoya-su.ac.jp
⑤点検結果の確定日	令和 8 年 9 月 6 日
⑥点検結果の公表日	令和 8 年 9 月 9 日
⑦点検結果の掲載先 URL	https://www.jc.nagoya-su.ac.jp/guide/report/
⑧本協会による公表	承諾する

【備考欄】

--

様式 I

I－I. 「基本原則」及び「原則」の遵守（実施）状況の点検結果

基本原則・原則	遵守状況
基本原則 1 自主性・自律性の確保（特色ある運営）	○
原則 1－1 建学の精神等の基本理念に基づく教学運営体制の確立	○
原則 1－2 中期的な計画の策定方針の明確化及び進捗管理	○
基本原則 2 公共性・社会性の確保（社会貢献）	○
原則 2－1 教育研究活動の成果の社会への還元	○
原則 2－2 多様性への対応	○
基本原則 3 安定性・継続性の確保（学校法人運営の基本）	○
原則 3－1 理事会の構成・運営方針の明確化	○
原則 3－2 監査機能の強化及び監事機能の実質化	○
原則 3－3 評議員会の構成・運営方針の明確化	○
原則 3－4 危機管理体制の確立	○
基本原則 4 透明性・信頼性の確保（情報公開）	○
原則 4－1 教育研究・経営に係る情報公開	○

I－II. 遵守（実施）していない「基本原則」の説明

該当する基本原則	説明

I－III. 遵守（実施）していない「原則」の説明

該当する原則	説明

様式Ⅱ

Ⅱ－Ⅰ．「原則」の遵守（実施）状況の判断に係る「実施項目」の取組状況

原則１－１ 建学の精神等の基本理念に基づく教学運営体制の確立

実施項目 1－1 ①	説明
建学の精神等の基本理念及び教育目的の明示	建学の精神、基本理念、教育目標を「名古屋経営短期大学憲章」に明記し、学生及び教職員に対し学生便覧において示している。社会に向けては本学公式サイトにおいて公表している。また、教職員に対しては、毎年４月の学園研修において建学の精神を再確認している。 ▼学校教育法施行規則第 172 条の 2 に規定する情報 https://www.jc.nagoya-su.ac.jp/guide/report/info172_2/
実施項目 1－1 ②	説明
「卒業認定・学位授与の方針」、「教育課程編成・実施の方針」及び「入学者受入れの方針」の実質化	「学位授与方針」「教育課程編成・実施方針」「入学者受入れ方針」を策定し、本学公式サイトにて公表している。これらの方針は、学科ごとに具体化され、教育課程の編成や入試制度に反映されている。 本学が定めている内部質保証のための組織体制において、自己点検・評価及び「教育の質に係る客観的指標」に取り組み、その結果を教育改善に活用することで、教育の質の保証を図っている。一方で、PDCA サイクルの実質的な運用については自己点検・評価において課題が認識されており、定着に向けた改善を進めている。 ▼学校教育法施行規則第 172 条の 2 に規定する情報 https://www.jc.nagoya-su.ac.jp/guide/report/info172_2/
実施項目 1－1 ③	説明
教学組織の権限と役割の明確化	本学では、学長が教学全般の最高責任者として教育研究の方針を統括し、運営委員会および教授会を主宰する。副学長は学長を補佐し、学科長は学科の教育研究を統括する。運営委員会は教学運営に関する重要事項を審議・議決する機関として、学長の意思決定を支える役割を担う。教授会は、教育研究に関する重要事項について意見を述べる役割を担う。 これらの役割と権限は学則および運営委員会規程に明記されており、教学組織の責任体制が明確に整備されている。
実施項目 1－1 ④	説明
教職協働体制の確保	教職員の役割や責任については、学則及び「組織規程」「事務組織規程」などの関連規程において基本的事項を定め、教職協働体制を確保している。また、教員で組織する各委員会の庶務を事務職員が担うなど、教員と職員が密接に連携しながら、教育研究活動等の組織的かつ効果的な管理・運営に努めている。
実施項目 1－1 ⑤	説明
教職員の資質向上	教育改善につなげることを目的とした教員対象の FD 研修

に係る取組みの基本方針・年次計画の策定及び推進	においては、自己点検・評価委員会規程及び「FD 実施に関する基本方針」に基づき、企画・実施することとしている。教員の参加率向上に資するため、原則として教授会後の開催を基本としている。令和 7 年度は、基本方針に定める活動の一部が未実施であったため、今後の委員会活動において、改善する。 教職員の能力・資質向上を目的とした SD 研修については、「SD 基本方針」に基づき、総務課の所管において計画的に企画・実施している。また、設置法人が主催する学園研修も SD に位置付けており、年間実施計画に基づき計 5 回実施され、校務を除き全教職員に出席を義務付けている。
-------------------------	---

原則 1－2 中期的な計画の策定方針の明確化及び進捗管理

実施項目 1－2①	説明
中期的な計画の策定方針の明確化及び具体性のある計画の策定	教育推進委員会が、5 年間の実効的な中期計画を策定し運営委員会の承認を経て、教授会において共有している。 策定にあたっては、教育研究活動実績や学生支援に関するデータをもとに課題を分析し、具体性のある計画を策定している。同委員会は、「教育の質に係る客観的指標」について中心的な役割を担っていることから、各委員会から提供される学生アンケートや授業評価、IR 分析情報、自己点検・評価委員会外部委員の点検評価などを考慮している。
実施項目 1－2②	説明
計画実現のための進捗管理	計画実現のため、年度計画を総括する進捗報告書を取りまとめ、運営委員会において実施状況を整理・把握し、教学マネジメントの観点から検証を行い、教授会において共有している。 進捗報告書の年度計画の概要および入学者の実績等については、学園本部において事業報告書に取りまとめられ、理事会及び評議員会に報告したのち、公表されている。 https://www.kikutake.jp/05data/index.html

原則 2－1 教育研究活動の成果の社会への還元

実施項目 2－1①	説明
社会の要請に応える人材の育成	本学は「職業教育をととして社会で活躍できる人材の育成」を建学の精神とし、未来キャリア・子ども・介護福祉の各学科において、専門性と実践力を備えた人材の育成に取り組んでいる。特に、介護・保育施設等での実習や企業等でのインターンシップを通じて、社会で役立つ実践教育を重視した教育を展開している。 また、地域社会の多様な学習ニーズに応えるため、公開講座を開設し、幅広い年齢層に学びの機会を提供している。こ

	これらの取組を通じて、地域社会との連携を深め、教育の成果を社会に還元することを目指している。
実施項目 2－1 ②	説明
社会貢献・地域連携の推進	建学の精神及び教育目的に基づき、高等教育機関として地域・社会への貢献を重要な役割の一つとして位置付け、中期計画にも明記している。 尾張旭市や地域団体等と連携協定を締結し、市民向け公開講座の実施、地域行事への参画、学生の実践的学修の機会提供等を通じて、地域・社会の発展及び人材育成に貢献し、「知の拠点」としての役割を果たすよう努めている。

原則 2－2 多様性への対応

実施項目 2－2 ①	説明
多様性を受容する体制の充実	本学の入試区分においては、「入学者選抜規程」に基づき、外国人入試、社会人入試、特別支援入試を設けることで、年齢・国籍・家庭環境など多様な背景の学生層を受け入れている。 障害のある学生に対しては「障害学生修学支援制度」を設け、学修上の合理的配慮を提供している。学内施設においては、点字ブロックやスロープ、多目的トイレなどを主要箇所に整備し、バリアフリー化に取り組んでいる。また、多様な背景を持つ教職員等の受入・体制の整備にも努めている。
実施項目 2－2 ②	説明
役員等への女性登用の配慮	本学園は「次世代育成支援対策推進法及び女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画」を令和 7 年に策定し、継続して職場環境整備や男女共同参画・女性管理職への登用の推進に取り組んでいる。 現在、理事長をはじめ、学園が擁する 8 校・園のうち、6 校・園で女性が長を務めており、自然な形で女性活躍の組織文化が浸透している。また、役員・評議員等の選任においても、性別にとらわれない公平な評価を行っており、今後も継続して男女共同参画社会の実現に寄与していく。

原則 3－1 理事会の構成・運営方針の明確化

実施項目 3－1 ①	説明
理事の人材確保方針の明確化及び選任過程の透明性の確保	理事は、私立学校法及び寄附行為第 8 条（理事の選任）に基づき、学校法人の運営に必要な人数及び構成で選任されている。また、理事の選任にあたっては、私立学校法第 31 条に規定する資格及び構成に関する要件を遵守している。理事は理事選任機関である理事会により選任され、選任に際しては評議員会の意見を十分に参酌し、透明性と公正性を確保している。

	理事長は、寄附行為第 15 条（理事の職務）に基づき、学校法人の運営全般にリーダーシップを適切に発揮している。学校法人の意思決定は、関係法令及び寄附行為等に基づき、理事会を中心として行われており、理事長は理事会における審議を尊重しつつ、法人運営が円滑に進むよう職務を遂行している。
実施項目 3-1 ②	説明
理事会運営の透明性の確保及び評議員会との協働体制の確立	理事会は、私立学校法及び寄附行為第 13 条（理事会の設置及び構成）により設置されており、私立学校法及び寄附行為の規定に基づき開催されている。また、寄附行為第 14 条（理事会の権限）により理事会が法人の業務を決定し、理事長、理事の職務執行を監督する機関であることが定められている。これらの法令、規定に基づき、理事会は学校法人の意思決定機関として、その役割を果たすよう運営されている。 理事選任に際しては評議員会の意見を聴取し、重要事項の決定には事前に評議員会の意見を求めることで、相互牽制と協働体制を確立している。これにより、法人運営の透明性と健全性を確保している。
実施項目 3-1 ③	説明
理事への情報提供・研修機会の充実	理事が学校法人の適正な運営に必要な識見を備えることが重要であるとの認識で、新任理事や外部理事に対しては、法人の制度、法令、寄附行為の内容等に関する情報を適切に提供している。 さらに、理事の理解促進と資質向上を目的として、研修機会の確保と内容の充実に努めている。今後も継続的な学びの場を整備し、理事の責務遂行に資する体制を強化していく。

原則 3-2 監査機能の強化及び監事機能の実質化

実施項目 3-2 ①	説明
監事及び会計監査人の選任基準の明確化及び選任過程の透明性の確保	監事は、私立学校法及び寄附行為第 23 条（監事の選任）に基づき選任されている。 会計監査人は、私立学校法及び寄附行為第 50 条（会計監査人の選任）に基づき選任されている。
実施項目 3-2 ②	説明
監事、会計監査人及び内部監査室等の連携	監事は寄附行為第 29 条（監事の職務）に基づき、法人の業務及び財産の状況ならびに理事の職務執行状況について監査を行い、その結果を監査報告として取りまとめ、理事会及び評議員会に提出している。 会計監査人は、寄附行為第 55 条（会計監査人の職務等）に基づき、法人の計算書類（貸借対照表及び収支計算書）及びその附属明細書並びに財産目録を監査して会計監査報告を作成し、監事及び理事会に提出している。 監査の実効性を高めるため、監事・会計監査人・内部監査

	担当者間で監査計画や結果に関する情報共有と意見交換を行い、連携体制の強化と透明性の向上に努めている。
実施項目 3-2③	説明
監事への情報提供・研修機会の充実	監事は、法人の業務及び財産の状況、理事の職務執行状況を監査し、理事会及び評議員会への報告を担うため、適正な監査の遂行に対する十分な情報提供が必要である。このため、監事には、法人の制度や財務状況に関する資料を適宜、提供するとともに、必要に応じて研修機会を設け、監査業務の支援と資質向上に努めている。

原則 3-3 評議員会の構成・運営方針の明確化

実施項目 3-3①	説明
評議員の選任方法や属性・構成割合についての考え方の明確化及び選任過程の透明性の確保	評議員会の構成については、寄附行為第 32 条（評議員の選任）において評議員の属性ごとに人数の上限が定められており、法人職員から 3 名以上 5 名以内、法人が設置する卒業生から 2 名、学識経験者から 8 名以上 11 名以内とされている。 また、評議員の選任に際しては、年齢、性別、職業等に著しい偏りが生じないように配慮することが定められており、構成の公平性と多様性の確保に努めている。 選任過程については、理事会及び評議員会の決議を経て行われ、寄附行為に定められた手続に則り、透明性と公正性を確保している。
実施項目 3-3②	説明
評議員会運営の透明性の確保及び理事会との協働体制の確立	評議員会は、私立学校法及び寄附行為第 36 条（評議員会の設置及び構成）により設置、開催されている。評議員の責務については、寄附行為第 37 条（評議員会の職務等）に明記されており、法人の業務や財産の状況、役員の業務執行に対して意見を述べるなど、諮問機関としての役割を果たすよう運営されている。 また、理事会が重要事項を決定する際には、事前に評議員会の意見を聴取することが義務付けられていることから、理事会との協働と牽制の関係が制度的に確立されている。評議員会は法人運営に対する監督機能を果たしつつ、理事会との建設的な協働を通じて意思決定の透明性と妥当性を確保している。
実施項目 3-3③	説明
評議員への情報提供・研修機会の充実	評議員は、法人の業務や財産の状況、役員の業務執行に対して意見を述べ、諮問に応じる責務を担うことから、適正な職務遂行のためには、法人制度や財務状況等に関する理解が不可欠である。 このため、評議員に対しては、寄附行為の規定や法人の運営方針に関する資料を適宜、提供するとともに、必要に応じて研修

	機会を設け、評議員の業務の支援と資質向上に努めている。
--	-----------------------------

原則 3－4 危機管理体制の確立

実施項目 3－4①	説明
危機管理マニュアルの整備及び事業継続計画の策定・活用	「危機管理ガイドライン」を策定し、災害・事件・事故等の事象に応じた災害対策本部及び危機対策本部の設置体制、各班の役割分担、緊急連絡網、報告書式等を明確に定めている。 学生・教職員の安全確保を最優先とし、避難誘導、救護、保護者連絡、心のケア等の対応を講じるとともに、災害の予測時には事前に対策本部を設置し、被害の最小化に努める。また、事後には再発防止策の検討や官公庁への報告を行い、重要事業の継続と早期復旧を図っている。
実施項目 3－4②	説明
法令等遵守のための体制整備	本学園では、法令・寄附行為・諸規程の遵守を徹底するため公益通報等に関する規程を定め、理事長を最高責任者とする公益通報体制を整備している。法人本部事務局総務課に通報窓口を設置し、教職員等からの通報を受け付け、調査・是正措置・再発防止策を講じるとともに、通報者の保護にも配慮している。

原則 4－1 教育研究・経営に係る情報公開

実施項目 4－1①	説明
情報公開推進のための方針の策定	本学園が定める情報公開規程では、情報公開に関する対象者、方法、項目等を明示している。学生・保護者・地域住民等からの開示申出に応じ、文書の閲覧・写しの提供等を通じて適切に対応しており、個人情報等の保護にも十分配慮している。
実施項目 4－1②	説明
ステークホルダーへの理解促進のための公開の工夫	情報公開規程においては、用語の定義や申出手続、非開示情報の具体例などを明示し、制度の理解を促進している。文書の開示方法や異議申出の流れも丁寧に記載し、学生・保護者・地域住民等の幅広い関係者に対して分かりやすく情報提供するよう努めている。

Ⅱ－Ⅱ. 「実施項目」に記載の内容とは異なる独自の方法により、「原則」を遵守していると判断した場合の取組内容

該当する原則	説明